

会計に関する取扱い規程

(趣旨)

第1条 この規程は、今治市PTA連合会（以下「連合会」という。）会則第16条の規定に基づき、会計に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(執行及び報告)

第2条 会計は、総会で承認された予算及び事業計画に基づき、会長が指示し、会計担当役員の承認により事務局長又は、事務局次長が執行する。ただし、執行状況を会長及び機関に適宜報告するものとする。

(旅費)

第3条 旅費は、管内旅費と普通旅費とに区分し、連合会が主催して今治市管内で開催される事業などに対して支出する管内旅費及びその他の会議などに参加した場合に、必要な普通旅費を支給するものとする。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、燃料費及び宿泊料とする。

3 旅費は、最も経済的な経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、管内旅費については、地域の実情に応じた公共交通機関及び自家用車の利用を認めるものとする。

4 管内旅費の扱いは次のとおりとする。

(1) 1区及び2区の旅費は、支給しない。

(2) 3区については、公共交通機関を利用した場合は実費を支給する。自家用車で西瀬戸自動車道を利用した場合は、原則、該当区間のETC料金を支給する。

(3) 岡村小、関前中については、岡村港⇄今治港間の船賃を支給する。

5 普通旅費は、今治市職員等の旅費に関する条例の規定に基づき計算し（日当を除く）、本部役員会に諮り、予算の範囲内で支給する。

附 則

1 この規程は、議決の日から施行する。

2 この規程は、平成19年5月12日から施行する。

3 この規程は、平成21年5月16日から施行する。

4 この規程は、平成23年5月14日から施行する。

5 この規程は、平成26年5月10日から施行する。

6 この規程は、令和2年5月9日から施行する。